

自由民主党・県民会議を代表し、ただ今議題となっている各号議案中、議第184号議案、議第197号議案、議第212号議案及び議第213号議案、議第228号議案について、賛成の立場から討論を行います。

まず、議第197号議案は、みやぎ型管理運営方式導入に伴い公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。

水は私たちの生活に無くてならないものです。

県が運営している水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業の3事業は、県民生活及び企業活動を行う上で必要不可欠な公共サービスであります。

水の確保は災害時にも最優先事項であり、ライフライン、その名のとおり命に係わるものとして、東日本大震災、さらに先般の台風19号にて被災した私たち宮城県民は、その大切さをなお一層理解しているものと考えます。

そして、かけがえのないものを絶対的な安心・安全を求めながら、当たり前前から享受し続けることができるのであれば、そうあって欲しいのは当たり前のことです。

水の安心・安全を守ること、そして、享受し続けることには受益者負担の原則として、その対価を支払うのは、私たち宮城県民です。

しかしながら、その運営環境は、人口減少や節水型社会の影響により、非常に厳しい状況にあります。県民の命ともいえる「水」を守ることを次の世代に託す宮城へ、未来への責任として示されたものが本議案であると考え、賛成の理由を次の3点に分けて申し上げます。

1点目は「公共財としての責任が県に引き続き担保されていること」であります。

この度、策定した宮城県上工下水一体官民連携運営事業・みやぎ型管理運営方式は、民間の力を最大限活用するものとして、経費削減、技術革新等への具体的効果も見込まれ、これから時代に対応させるための柔軟な力を持ち合わせながら、施設の所有権や水質維持、災害時の対応、料金改定を含めた事業継続等の重要な業務については県が責任をもち、また、第三者機関による厳正なモニタリングも行われるものであります。

運営権は民間企業に委ねるものの、完全民営化とは全く異なります。

県では、本件に関するパブリックコメントを行い、636件のコメントが寄せられております。反対側の立場のご意見としましては、「水道を民営化することに反対」、「民営化すれば料金が上がる」「世界で民営化に失敗している先例がある」など、いわゆる「民営化」を前面に押し出した意見が多数をしめておりますが、既に述べているとおり、みやぎ型管理運営方式は、水道事業の民営化ではありません。そもそも現行の水道法では水道事業を民営化すること自体が認められておりません。

こうした誤った認識のもとに反対意見も述べられている状況にあって、なおかつ反対意見の中には「説明不足」との意見もいただいているところでございます。これについては真摯に受け止める必要があり、今後も引き続き丁寧な県民皆さまへの説明をしていただくよう本討論において、要望させていただきます。

また、「民間に委ねることにより安全面を危惧する」という議論もあります。

しかしながら、唯一無二である水道という公共財を取り扱うことに対する社会的使命に対し、それを担おうとする意思を示す民間と公との間に線引きをすることは議論の停滞でしかないと考えます。

人々の生活、命に関わることとして、決して失敗は許されない事業であります。担う民間企業にとっても社命に関わる事業となるのです。その覚悟を見定める。これからも安心・安全をつくり、守る責任は引き続き宮城県に、さらにはこの議会にあることをここで確認しておきたいと思います。

2点目は「宮城県の未来に対する責任」であります

この度のみやぎ型管理運営方式は、民営化とは全く異なる、コンセッション方式により水道3事業を運営していこうというものであります。

国において、昨年12月に可決、成立し、本年10月から施行された改正水道法は、2011年にコンセッション方式の導入を主目的としたPFI改正法の成立を踏まえ、これを水道事業に適用した法律で、その目的は、人が生活するための根幹とも言える水道事業を、民間のノウハウを導入して、できる限り効率化し、今後想定される利用料金の上昇を極力抑制することにあります。

そして、その基礎となるPFI改正法は、2011年に当時の民主党政権によって提案され、民主、自民、公明、みんなの党が賛成し、菅政権下において制度化されました。

その経緯の中には、閣議決定をされた際に、その担当大臣であった蓮舂内閣府特命担当大臣が新しい成長戦略として、2020年まで従来の事業規模の2倍以上の拡大を目指すこととし、効率的で質の高い公共サービスを提供するとともに、新成長戦略の実現を推進、我が国の成長をしっかりと後押しするものになると確信をしていると並々ならぬ決意と期待をもって、当時の政権としての目玉政策に位置付けられておりました。

しかしながら、当時のPFI改正法では、地方自治体が民間に運営を委託する際に、水道事業免許を国へ返上しなければならず、万が一のことが起きた際に行政が対応できないなどの重大な欠陥があったため、給水責任を自治体に残したままでコンセッション方式を導入できるよう修正し、また、近年、諸外国で官民連携がうまくいかなかった事例などを踏まえ、この点についても問題が生じないように検討、改定されたのが現在の改正水道法であります。

もともとのPFI改正法にあっても、この国の現在と将来、その現実を冷静に受け止めていたからこそ、当時の与党の民主党、野党であった自民党も政争の具とはすることなく可決され、その後、自民党が政権に復帰し、さらに内容が精査され、この度の改正水道法により、みやぎ型管理運営方式はそのような時代の背景と共に制度化されようとしております。

水道水の使用量自体は年々減少傾向にありながら、安定供給に必要な水道管などの設備更新及びメンテナンスも必要であり、その作業時期を集中することがないよう、今後、年数をかけて分散していくことも方針として示されました。様々な施策をもって、次の世代に引き続き、宮城県の水を確かな形で託していかなければならない決断の時であります。

時代の要請とともに宮城県の未来に対する責任を決断する議案であると考えます。受益者への将来負担に対する対案なき反対を示すべきではないと考えます。

3点目は「地方都市として自立、先進事例をつくる宮城県の役割」であります

本県は、東日本大震災という街のすべてを失う未曾有の惨事を経験し、ゼロからではなくマイナスからスタートであった震災復興を通し、これからの地方都市としてのあり方を議論し、その形を作って参りました。

少なからずも、これからの地方都市として、同じような厳しい将来に向けて、いかに自立し地域の課題に解決していくのか、その先進事例も全国に対し、見せてきたと考えます。

本県においては、仙台空港に全国初のコンセッション方式を導入し、大いに活性化していることも間違いなくその事例の一つです。その効果を宮城県のみならず東北地域として享受し、その有効性は十分検証されていると思います。

無論、水道事業ですから安全・安心の確保が絶対条件ではありますが、コンセッション方式導入の先進県として、民間でできることはできる限り民間に任せるという大胆な行政改革を一層推進していくべきであり、その先例を全国に示すことは、宮城県としての魅力・価値をさらに高めるものと考えます。

今議会においても一般質問で9名の方が関連した質問を行い、その反対要旨の中には、「条例改正案を判断することは拙速ではないか」「県民の周知・説明が不十分ではないか」との質問もありましたが、本当にそうなのでしょうか。

これまで県議会の本会議や委員会等において、平成28年度から既に3年近くにわたって議論が続けられ、県が実施する他の施策と比べても、十分な時間をかけて議論をしてきたところでもあります。

今議会に提案された条例改正案は、コンセッション事業を実施可能にするための手続きの改正であります。今後の具体的な水道事業の運営権設定の可否については、優先交渉権者が選定された段階で、事業の実施内容や契約内容等の詳細が明らかにされた上で、改めて議会として判断することになるため、今の時点で条例改正に反対する合理的な理由は見当たらないと考えております。

今回の条例案に反対することは、暗に、今解決すべき重要な課題を将来に先送りするものであり、結果として未来を担うみやぎの子ども達へ過度な負担を強いることにつながります。

これまで述べさせて頂きました理由により、本議案は、可決されるべきであります。

次に、議第184号議案、議第212号議案及び議第213号議案について、本件は、  
ひばりの  
仙台塩釜港石巻港区雲雀野地区工業用地を売却することに係る議案であります。売却先の石炭火力事業との関連を理由に反対しているとのことでありますが、売却先は地球温暖化対策に不可欠な再生可能エネルギーの利用を大規模に進める会社の子会社であり、売却手続きも適正に行われております。

また、売却価額がおよそ12億円に上ることを勘案すれば、厳しい財政状況にある本県が、県有財産の有効活用を積極的に推進するのは当然のことであり、本議案は、当然ながら可決されるべきであります。

最後に、議第228号議案については、石巻市立大川小学校国家賠償等請求事件に対する最高裁判所の決定に基づく損害賠償等について、専決処分の承認を求めるものであります。

本件は、県議会議員選挙告示日、前日の10月17日に開催されました議員全員協議会において詳細な説明がなされ、その結果、原告の方々にできるだけ早く損害賠償金等を支払う必要があるとの判断が示されたことを踏まえ、議会を招集するいとまがなかったために、地方自治法の規定に基づいて、迅速な専決処分を決定したものであります。

反対討論の要旨としては、損害賠償の責任を、石巻市のみに求めることには賛同で

きないとのことであります。しかし、控訴審判決では、石巻市の教職員の不法行為及び不作為によって損害が生じたことは認めているものの、県側の不法行為等については全く認定されていないものであります。県は給与負担者であるがゆえに、国家賠償法第3条の規定に基づき、石巻市と連帯して賠償責任を負うこととなっているものであり、不法行為等の過失が理由で損害賠償責任を負っているものではありません。

したがって、石巻市のみならず県にも過失が認められるから県も賠償責任を負うべきだという主張は、控訴審の判断を大きく逸脱した議論であり、到底受け入れられるものではありません。また、過去の最高裁判例でも、市町村設置の学校において発生した賠償責任は、最終的に市町村が負うものとされていることから、石巻市と県の間において、石巻市が全額の賠償責任を負うとしたことは当然のことであります。

以上のように専決処分決定は適切なものであり、本議案は、承認されるべきものであります。

しかしながら、宮城県教育委員会としても、大川小学校の判決を重く受けとめ、学校管理下において、子供達の命を守っていく学校防災のあり方を具体的に実行していく、本気度、覚悟が問われております。

このような悲劇が二度と起こらぬよう、県内全ての学校の危機管理マニュアルや学校現場で対応等については、県教育委員会が積極的に市町村教育委員会と連携し、適切に指導助言等を行っていくよう、今後の対応を強く求めます。

今申し上げました予算議案及び予算外議案の内容につきましては、一般質問をはじめ、付託された各委員会で慎重かつ厳正に審査されており、その上で、先ほど各委員会の委員長から原案を可決・承認すべきものと決した旨の報告があった訳でありますから、速やかに原案どおり可決・承認することが、まさに議会の責任を果たすことであります。

議員各位の御理解と御賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。御清聴、誠にありがとうございました。